

□ 合理的配慮について

「合理的配慮」とは

「障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること」です。(内閣府「合理的配慮」を知っていますか？」リーフレットより)

申請方法

講座を受講するにあたり、合理的配慮が必要な方は、**講座開始の4週間前までに**、当センターWebページの申請フォームから申請してください。なお、講座受講後には、合理的配慮の事後アンケートにもご協力をお願いいたします。

各種フォーム

<p style="text-align: center;">合理的配慮申請フォーム</p> <p style="text-align: center;">受講前に配慮が必要な方は、こちらから申請してください。</p> <p style="text-align: center;">申請フォームはこちら▶</p>	<p style="text-align: center;">合理的配慮 事後アンケート</p> <p style="text-align: center;">講座の受講後に、ご協力をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">事後アンケートはこちら▶</p>
---	--

□ 表紙のイラストについて



中央で育つ花はこどもたち、花が育つ場は学校です。それらを取り囲む教師集団は、互いに連携・協働しながら教育活動に取り組んでいます。また、暖かな色合いで学校を包み込んでいるのは県総合学校教育センター等の関係機関や家庭・地域社会で、教育活動を支える様子を表しています。

舞い上がる花の色は、学校教育全体を通して育成される新しい時代に求められる資質・能力を表し、舞い上がる花は、こどもたちが自立し社会参加へ向かう様子を表しています。